



《会計・税務の知識》資産除去債務

国際会計基準とのコンバージェンスの一環で、日本でも資産除去債務会計基準が平成22年4月1日以後開始事業年度から強制適用されることとなります(それ以前の早期適用も可能です)。

今期はその資産除去債務会計基準の適用初年度にあたることで、財務諸表に大きく影響が出てくる企業もあり、特に注意が必要かと思えます。

今回はこの資産除去債務の概要及び税務との関連などについて、考えたいと思います。

1. 資産除去債務とは

資産除去債務とは、そもそもどのようなものが該当するのでしょうか。資産に関して将来発生しうる費用が全て該当するわけではありません。会計基準3(1)では、「有形固定資産の取得、建設、開発、または通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令または契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの」と規定されております。

具体的には、賃借建物の原状回復義務、定期借地権に係る原状回復義務、原子力発電施設の解体撤去義務、有害物質の除去義務などが該当することとなります。アスベストも法令で除去が義務付けられているので、その除去費用は対象となります。

法律や契約で、除去が義務付けられているものが対象となるので、自社の土地にある建物の撤去費用や経営判断上における除去費用等については、資産除去債務を認識する必要はありません。

2. 会計処理と影響

将来負担する資産除去債務の見積り額の割引現在価値を負債として計上し、同額を有形固定資産の取得価額に加えます。

資産除去債務分だけ増加した取得価額をベースに減価償却をすることで、資産除去債務は各期に費用配分されることとなります。

また、毎期末においては、割引現在価値で計上している資産除去債務の、利息相当額分の増加調整をし、利息費用として認識することとなります。

適用初年度においては、過去分の費用を特別損失として一括計上することとなります。適用対象となる企業の中では今期はこの特別損失の計上が多額に

なることが多いようです。特に電力各社は原子力発電所の解体費用が多額で、従来から解体費用の90%部分は電気事業法に基づき発電量に見合った費用処理がされていたようですが、今回、残りの10%部分についても特別損失に計上する必要があり、例えば東京電力では平成22年度第1四半期では571億円の特別損失を計上しています。

なお、金融商品取引法の適用会社やその子会社・関連会社、会計監査人を設置する会社以外の会社が、適用を推奨されている「中小企業の会計に関する指針」では、会社法上、資産除去債務を負債に計上することを要求しているとしながら、具体的な適用については今後の検討課題としています。

3. 税務との関係

会計上、資産除去債務の計上が強制されても、税務上はあくまでも債務確定主義の立場であり、将来発生する費用の見積り計上は認められません。

したがって、税務上過大な費用処理となっている、減価償却部分と利息相当額部分につき、税務上調整する必要が出てきます。

これらは、実際に資産の除去が行われた事業年度において認容減算処理をします。

したがって、もし資産除去債務の適用が必要となれば、会計上と税務上の減価償却を区分して管理していくことが必要となります。

今後、税務上何らかの調整措置が取られる可能性もあるので、留意していきたいところです。

4. 総括

このように、IFRSの導入に向けて、日本基準においても様々な措置が取られています。IFRSでは投資家目線の基準に傾くことで見積り要素が盛り込まれる部分があります。資産除去債務でも、将来の発生時期、費用が不確定である中で見積り計算をしなければなりません。費用によっては、どう見積もってどう反映させるかなどが、今後も悩ましい部分となるかもしれません。

また、企業は今後、減価償却費や利息相当額が増加することで、投資から回収にかかる期間をより厳密に分析し、投資との費用対効果を明確に説明できるようにしておく等の対処が必要だと考えられます。

(担当：K. Yamada)